

世田谷区公告第64号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第34条第1項の規定に基づき、定款の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年8月20日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 組合の名称

二子玉川第2スカイハイツマンション建替組合

2 建替前マンションの名称及びその敷地の区域

二子玉川第2スカイハイツ

東京都世田谷区玉川一丁目1937番44

3 再生後マンションの敷地の区域

東京都世田谷区玉川一丁目1937番44

4 事業施行期間

マンション再生組合設立認可公告の日から令和8年3月まで

5 事務所の所在地

東京都世田谷区玉川一丁目9番5号

6 設立認可の年月日

令和3年3月31日

7 変更内容

組合の名称を「二子玉川第2スカイハイツマンション再生組合」に変更する。

8 定款の変更の認可の年月日

令和8年8月20日